

施設における不在者投票制度のご案内

県選挙管理委員会の指定を受けていただいた施設では、ご希望する入所者の方が、お住まいの市町村の投票所に行かずとも、施設内で投票することができます。

【不在者投票の流れ】



- ・市町村選挙については市町村が、県選挙・国政選挙については県が、不在者投票を行った人数に応じた事務経費をお支払いします。
- ・指定に先立ち、県選挙管理委員会が施設に伺い、詳しい不在者投票の手順や注意事項についてご説明するほか、マニュアルと解説DVDをお渡しします。

現在、県内の200以上の老人ホームが不在者投票施設の指定を受けています。

**未指定の施設におかれましては、
入所者の方の投票参加を促す取組として、
不在者投票施設の指定申請をご検討いただきますようお願いいたします。**

(注：指定には一定の要件^(※)があります。)

(※) 概ねの入所者数や、投票事務従事者（施設内のスタッフで結構です）の確認など

制度及び申請方法について詳しくはこちら

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/202422.html>



電話でのお問い合わせはこちら

058-272-8106（県選挙管理委員会事務局直通）